

手数料支払いのご案内

○手数料の額について

居宅サービス	一のサービス種類につき30,000円
介護予防サービス	一のサービス種類につき30,000円
居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合	一のサービス種類につき35,000円

○手数料の支払いについて

次項目の手数料支払方法を参照し、事前にインターネットで支払いの申込みをしてください。その後、画面に表示されたお支払い期限までにコンビニで支払いをしますと、コンビニにて「大阪府手数料納付済証」が発行されます。切り取り線で納付済証のみを切り取り、別紙「大阪府手数料納付済証 貼付シート」に貼付し、申請に必要な書類一式と同封してお送りください。お客様控えについては、入金があったことの確認できるものとして、事業所様で適切に保管ください。

○手数料支払方法

①大阪府のホームページで、「居宅 手数料」で検索し、一番上の「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定・更新に係る手数料について」を開く。

[【http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyosido/kaiغو/site/tesuuryou.html】](http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyosido/kaiغو/site/tesuuryou.html)

画面下の「手数料の支払い方法」の真ん中の表「**■大阪府コンビニ納付システム**」から該当する手数料を選択する。

■大阪府コンビニ納付システム

手数料種別
居宅サービス新規申請手数料
居宅サービス新規(予防含む)申請手数料
居宅サービス更新申請手数料
居宅サービス更新(予防含む)申請手数料
居宅サービス更新(更新)申請手数料
居宅サービス更新(更新)申請手数料

■手数料の支払い方法

居宅サービスのみの
→「居宅サービス新規申請手数料」を選択
居宅サービスと介護予防サービスの同時申請
→「居宅サービス新規(予防含む)申請手数料」を選択

②必要項目(件数、申請者名、連絡先、メールアドレス)を入力する。入力後、「上記の「ご利用規約について」同意する」に✓をし、確認画面へ移る。確認ができれば、「登録する」を選択する。

入力又は✓をする。
(申請者名には法人名を入力してください。)

③「コンビニ等納付申込手続きが完了しました。」とでてくるので、支払い期限までに申込番号をコンビニにて入力し、支払いをする。(コンビニでの支払い方法については「支払方法へ」を参照)

こちらでコンビニでの支払い方法を確認ください。